

本会議における審議機会について

1 会期等の見直し及び議会審議の充実・強化に係る検討経過

- (1) 平成 20 年 3 月 24 日、神奈川県都道府県議会制度改革推進議員連盟会期に関する検討プロジェクトチームから議長あてに「会期等の見直しについて検討結果報告書」が提出
- (2) 平成 20 年 4 月 10 日、議長から、会議全体の在り方も踏まえ会期等の見直しについての具体化に向けた検討を願う旨、議会運営委員会に諮問
- (3) 平成 20 年 12 月 26 日、議会基本条例を制定
- (4) 平成 21 年 5 月 21 日、議会運営委員会において、議会基本条例の理念を議会運営に反映し、議会における議論を活発化させるため、会期等の見直し（定例会の招集回数を年 4 回から年 3 回とし、会期日数は、100 日程度を原則、年間 200 日以内とすること）を決定（別紙資料 1）
- (5) 平成 21 年 12 月 7 日、議会運営委員会において、会期等の見直しに伴う議会運営について（本会議における質問方式に分割質問方式を導入し、一括質問方式と選択制とすること、年間議会日程を暦年で作成し、議会運営委員会で決定すること等）決定（平成 22 年第 1 回定例会から実施）（別紙資料 2）
- (6) 平成 23 年 9 月 29 日、議会改革検討会議座長から議長あてに「議会審議の充実・強化」について検討結果報告書が提出され、同年 10 月 13 日、議長から、議会審議の充実・強化の具体化に向けた協議について諮問
- (7) 平成 23 年 12 月 7 日、議会運営委員会において、一般質問の年間総質問者数（40 人）を 7 人増やし 47 人とすること、これに伴い、付託日を除く一般質問日は本会議を午前 10 時 30 分から開くことを決定（平成 24 年第 1 回定例会から実施）

2 現行の本会議における審議機会（質問の取扱い）について

上記 1 に掲げる議会運営委員会決定（別紙資料 1 及び 2）及び本会議における質問の取扱いについて（平成 29 年 12 月 8 日議会運営委員会決定）（別紙資料 3）により、取り扱っている。

会期等の見直しについて（平成21年5月21日議会運営委員会資料）

県議会は、二代表制の下、議事機関として県の意思決定を行うこと、自治立法権を活用した政策立案等を行うこと、知事等の行財政の運営状況の監視とその結果の評価を行うこと等の役割を担ってきたところであり、平成20年12月には、県議会の憲法ともいえるべき「神奈川県議会基本条例」が成立したところである。

今、この条例の理念を議会運営に反映し、議会における議論を活発化させるとともに、より県民にわかりやすい、親しみやすい議会として機能していくためにも、会期等の見直しが必要であるとする。

そこで、定例会の招集回数及び会期日数を次のとおり見直すこととし、別紙に掲げる事項を基本的な考え方として、今後、規則等の改正に向けて、検討を進めていくこととする。

定例会の招集回数を、現行の年4回から年3回とし、会期日数は、現行の100日程度を、原則、年間200日以内とする。

・ 第1回定例会	2月中旬から3月下旬まで	会期日数 45日程度
・ 第2回定例会	5月下旬から7月上旬まで	会期日数 55日程度
・ 第3回定例会	9月中旬から12月下旬まで	会期日数100日程度

見直しの目的

- 1 緊急の行政課題等が生じた場合にも、議会として適切かつ迅速な対応をするため、時機を失することなく会議の開催を可能とする。
- 2 議員活動により集約された多様な県民意見を県政に確実に反映させるよう、審議時間を十分確保し、議論の充実を図る。
- 3 より県民に開かれた県議会の実現に向け、請願・陳情等、県民意見を聴取する機会の増加を図る。
- 4 県民傍聴の機会の拡大を図るため、常任委員会を同時開催ではなく、原則、半数ずつの開催とする。
- 5 決算特別委員会については、その活動内容を県民により分かりやすいものとするため、他の委員会同様、会期中における開催とする。

見直しに当たっての基本的な考え方

1 本会議の運営方法等

- (1) 本会議の開催時間については、散会時刻が午後 5 時を超えないことを原則とする。
- (2) 代表質問及び一般質問については、県政の諸課題について知事に質す機会を確保するため、現行の年 4 回を維持する。（第 3 回定例会においては、2 回設ける。）
- (3) 質問形式については、議会基本条例も踏まえ、一般質問に一問一答式を導入する方向とするが、その導入時期及び方法については、今後、慎重に検討するものとする。
- (4) 行政運営の円滑な遂行を図るため、第 3 回定例会においては、原則として、議案の提出日及び議決日を、2 回設けるものとする。
- (5) 請願の議決は、県民の声を県政に速やかに反映させるため、原則として現行の年 4 回を維持するものとし、第 3 回定例会においては、請願提出締切日と議決日を 2 回設けるものとする。
- (6) 意見書・決議案の議決は、国等に対して県議会の意見を表明する機会を確保するため、原則として現行の年 4 回を維持するものとし、第 3 回定例会においては、議決日を 2 回設けるものとする。

2 委員会の運営方法等

- (1) 常任・特別委員会については、常任委員会の最終日を除き、それぞれ半数開催を原則とする。
- (2) 常任委員選任後、速やかに常任委員会を開催し、所管事務の説明等を行うこととし、その後の委員会審査の充実に役立てる。
- (3) 常任・特別委員会等の県内・県外調査の日程については、委員長の権能の観点から、委員長の発議により委員会で決定することを原則とし、あらかじめ設定しないこととする。
- (4) 閉会中の常任委員会の開催については、委員長の権能の観点から、委員長の判断によるものとする。
- (5) 予算委員会については、第 1 回定例会のほか、第 3 回定例会における開催も原則とする。
- (6) 従来、閉会中に開催していた決算特別委員会については、第 3 回定例会中に開催する。
- (7) 定例会中の議会運営委員会の開催については、原則として議案提出日、議案付託日、調整日及び議決日とする。
また、各議案提出日の前に、代表・一般質問予定者を発表するための議会運営委員会を開催する。

(平成21年12月 7 日議会運営委員会資料抜粋)

会期等の見直しに伴う議会運営について

先の 9 月定例会においては、定例会の招集回数を定めている神奈川県議会定例会条例及び会期について定めている神奈川県議会会議規則を改正したところである。

このような状況の中、会期等の見直しに伴う議会運営については、別紙「見直しに当たっての基本的な考え方」を基に具体化に向けて検討を進めてきたところであるが、このたび、その検討結果をとりまとめ、報告するものである。

条例及び規則の改正内容

【神奈川県議会定例会条例】（平成22年 1 月 1 日施行）

県議会の定例会の回数を、毎年 4 回から 3 回に改めた。

【神奈川県議会会議規則】（平成22年 1 月 1 日施行）

会期日数について、おおむねの日数を定めていたものを、会期毎に定めるよう改めた。

1 本会議の運営方法等

(1) 質問

ア 質問方法は、一括質問方式又は分割質問方式の選択制とする。

なお、質問時間については、現行のとおりとし、時間を計測する際には、答弁を含めないものとする。

イ 質問の通告は、現行どおり、質問日の休日を除く 2 日前までに議長あて行うものとし、発言通告書には、質問方式（一括質問又は分割質問）及び答弁を求める者についても記載するものとする。

ウ 質問は、原則として、発言通告書に記載した順序に従い行うものとし、分割質問方式により質問を行う場合には、発言通告書に記載した大項目ごとに答弁を求めるものとする。

エ 再質問は、当初の質問通告の範囲内で行うものとし、分割質問方式により質問を行う場合の再質問については、発言通告書に記載された大項目ごとに 2 回まで行うことができるものとする。

オ 質問及び答弁は、原則として登壇して行うものとする。

カ 分割質問方式により質問を行う者は、自席において議長の発言許可を得るものとし、答弁は、質問者席^(※)に着いて受けるものとする。

※ 議席の変更を行い、現在の議席の 1 列目の一部を質問者席として利用する。

(2) 第3回定例会

第3回定例会においては、上程日（知事提出議案を一括して上程する日）及び採決日（上程日に提案された議案を採決する日）を2回設けるものとする。

また、当該会期中に委員会に付託する請願の受付期限、請願並びに意見書案等の採決日及び質問趣意書の提出期限についても2回設けるものとする。

(3) 役員改選

常任委員及び議会運営委員の選任等については、第2回定例会において行うこととする。

(4) 議事説明者

出席を求める議事説明者の範囲は、原則として担当部長以上とし、行政委員については、必要の都度、出席を求めることとする。

なお、議会の構成等に関する審議を行う本会議には、議事説明者の出席を求めないこととする。

2 委員会の運営方法等

(1) 常任委員会及び特別委員会の半数開催

常任委員会については、採決日を除き、半数開催を原則とする。なお、それぞれの委員会の開催日については、正副委員長会において調整を行うこととする。

また、特別委員会については、常任委員会の例によるものとする。

(2) 議員傍聴

委員会の半数開催に伴い、各委員会室に議員傍聴席を設置できるスペースを確保するものとする。

(3) 一般傍聴

一般傍聴者の定員を8名から16名とする。

(4) 所管事務説明

常任委員選任後、第2回定例会の上程日前に常任委員会を開催し、所管事務の説明等を行うこととする。

なお、当該常任委員会の開催に当たっては、原則として、半数開催とする。

(5) 県内・県外調査

委員会の県内・県外調査の日程については、原則として、委員長の発議により委員会で決定することとする。

(6) 閉会中の常任委員会

閉会中の常任委員会については、あらかじめ開催日を設定せず、委員長の判断により開催できるものとする。

(7) 予算委員会

予算委員会は、原則として第1回定例会及び第3回定例会に開催するものとする。

(8) 決算特別委員会

ア 一般会計及び特別会計決算並びに公営企業及び病院事業決算は、第3回定例会において認定に付されることとする。

イ 一般会計及び特別会計決算並びに公営企業及び病院事業決算の認定議案は、第3回定例会の2回目の上程日に開催される本会議において、その結果を報告するものとする。

(9) 議会運営委員会

ア 定例会中は、上程日、付託日、調整日及び採決日に開催するものとする。ただし、この他にも委員長が必要と判断した場合には、開催するものとする。

イ 質問予定者数、質問者氏名及び代表質問時間の発表並びに質問順序の確認を行うため、上程日の一週間前に議会運営委員会を開催することとする。

ウ 閉会中の議会運営委員会については、必要に応じて委員長の判断により開催することとし、現行の定例議運については見直すものとする。ただし、1月及び4月には原則として開催することとする。

3 年間想定スケジュール

年間の議会日程を暦年で作成することとし、第3回定例会において開催される議会運営委員会で、翌年の議会日程を決定するものとする。

4 定例会及び臨時会の呼称

「平成何年第何回神奈川県議会定例会（臨時会）」と呼称する。なお、回数については、定例会及び臨時会ごとの暦年による通算回数とする。

本会議における質問の取扱いについて

(平成21年12月10日 議会運営委員会決定)

(平成23年12月19日 議会運営委員会決定)

(平成26年12月24日 議会運営委員会決定)

(平成29年5月16日 議会運営委員会決定)

(平成29年12月8日 議会運営委員会決定)

1 質問の方法

質問方法は、一括質問方式又は分割質問方式の選択制とする。

2 質問時間及び割り振り

(1) 代表質問

ア 各交渉団体による代表質問は、再質問を含め、別に定める「代表質問時間割り振り表」に記載された時間以内で行うものとする。

なお、質問時間を計測する際には、答弁時間を含めないものとする。

イ 質問時間が60分以上の場合は、2回に分けて質問を行うことができるものとする。

ウ 質問を2回に分けて行う場合、1回目と2回目の質問者は異なる議員とし、2回に分けた質問時間はそれぞれ独立したものと捉え、1回目の質問で生じた残余時間を2回目の質問に持ち越すことはしないものとする。

(2) 一般質問

ア 一般質問は、再質問を含め、1人30分以内で行うものとする。

なお、質問時間を計測する際には、答弁時間を含めないものとする。

イ 年間の総質問者数については、47人とする。

ウ 年間の会派別質問者数については、年間の総質問者数から会派按分率により年間の会派別質問者数を算出し、これを基準に調整を行い、定例会別の割り振り人数を定めるものとする。

エ ウにより定める「一般質問者の会派別・定例会別割り振り表」については、別に定めるものとする。

3 質問順位

(1) 代表質問

多数会派順（同数会派については、その会派間で決める。）とする。

なお、質問を2回に分けて行う場合は、各会派一巡した後に多数会派順に行うものとする。

(2) 一般質問

多数会派順（同数会派については、その会派間で決める。）とするが、非交渉団体は、交渉団体の質問終了後に、同様の方法により行うこととする。

4 発言通告

質問の通告は、原則として質問日の休日を除く 3 日前の午後 5 時までに議長あて行うものとする。

5 質問及び答弁の順序等

- (1) 質問は、原則として、発言通告書に記載した順序に従い行うものとする。
- (2) 分割質問方式により質問を行う場合は、発言通告書に記載した大項目ごとに答弁を求めるものとする。なお、一般質問においては、大項目をさらに細分化して答弁を求めることができるものとする。

6 再質問の範囲と回数等

- (1) 再質問は、当初の質問の範囲内で行うものとする。
- (2) 再質問は 1 回とし、持時間がある場合は、さらに 1 回に限り認めるものとする。ただし、分割質問方式によるものについては、発言通告書に記載された大項目ごとに 2 回まで認めるものとする。なお、一般質問において、大項目をさらに細分化して答弁を求める場合は、細分化した項目ごとに再質問を 2 回まで認めるものとする。

7 質問補助者

- (1) 質問を行う場合は、質問補助者を付けることができるものとする。
- (2) 質問補助者を付けようとする者は、発言通告書の提出と併せて、あらかじめ議長に質問補助者申出書（別記様式）を提出するものとする。

8 その他

以上の取扱いによりがたい事情が生じた場合においては、その都度、議会運営委員会において協議するものとする。

別記様式

質 問 補 助 者 申 出 書

年 月 日

神 奈 川 県 議 会 議 長 殿

神奈川県議会議員

年 月 日の会議において、質問を行う際、次の者を質問補助者と
したいので、申し出ます。

質 問 補 助 者

令和 5 年度 代表質問時間の割り振り

(令和5年5月16日 議会運営委員会決定)
(単位：分)

会 派 構 成	均等割	割振数	計
自 民 (50)	20	90	110
立 民 (14)	20	25	45
未 来 (10)	20	20	40
立 憲 (10)	20	20	40
公 明 (8)	20	15	35
維 新 (6)	20	10	30
計	120	180	300

令和 6 年度 代表質問時間の割り振り

(令和6年5月16日 議会運営委員会決定)
(単位：分)

会 派 構 成	均等割	割振数	計
自 民 (46)	20	100	120
立 民 (21)	20	45	65
未 来 (10)	20	25	45
公 明 (8)	20	20	40
維 新 (6)	20	10	30
計	100	200	300

令和 7 年度 代表質問時間の割り振り

(令和7年5月16日 議会運営委員会決定)
(単位：分)

会 派 構 成	均等割	割振数	計
自 民 (46)	20	90	110
立 民 (20)	20	35	55
未 来 (10)	20	20	40
公 明 (8)	20	15	35
維 新 (5)	20	10	30
県 政 (4)	20	10	30
計	120	180	300

令和 8 年度 代表質問時間の割り振り

(令和8年5月19日 議会運営委員会決定)
(単位：分)

会 派 構 成	均等割	割振数	計
自 民 (45)	20	100	120
立 民 (21)	20	50	70
未 来 (10)	20	20	40
公 明 (8)	20	20	40
県 政 (4)	20	10	30
計	100	200	300

令和 5 年度
一般質問者の会派別・定例会別割り振り

(令和5年5月16日 議会運営委員会決定)
(単位：人)

区分 会派	第 2 回	第 3 回		第 1 回	計
		9 月	12月		
自 民	4	10	4	6	24
立 民	1	2	1	2	6
未 来	1	1	1	2	5
立 憲	1	1	1	1	4
公 明	1	1	1	1	4
維 新		1		1	2
共 産		1			1
わ 町		1			1
港 南					
県 政					
創 和					
神 奈					
計	8	18	8	13	47

令和 6 年度
一般質問者の会派別・定例会別割り振り

(令和6年5月16日 議会運営委員会決定)
(単位：人)

区分 会派	第 2 回	第 3 回		第 1 回	計
		9 月	12月		
自 民	4	8	4	6	22
立 民	2	3	2	3	10
未 来	1	1	1	2	5
公 明	1	1	1	1	4
維 新		2		1	3
共 産		1			1
立 奈					
わ 町					
港 南		1			1
県 政					
創 和					
高 津					
清 進		1			1
立 こ					
計	8	18	8	13	47

令和 7 年度
一般質問者の会派別・定例会別割り振り

(令和7年5月16日 議会運営委員会決定)
(単位：人)

区分 会派	第 2 回	第 3 回		第 1 回	計
		9 月	12月		
自 民	6	6	4	6	22
立 民	3	2	2	3	10
未 来	1	1	1	2	5
公 明	1	1	1	1	4
維 新		1		1	2
県 政	1	1			2
共 産	1				1
わ 町					
港 南					
創 和		1			1
清 進					
計	13	13	8	13	47

令和 8 年度
一般質問者の会派別・定例会別割り振り

(令和8年5月19日 議会運営委員会決定)
(単位：人)

区分 会派	第 2 回	第 3 回		第 1 回	計
		9 月	12月		
自 民	6	6	4	7	23
立 民	2	3	2	3	10
未 来	1	2	1	1	5
公 明	1	1	1	1	4
県 政	1	1			2
共 産	1				1
維 新	1				1
中 高				1	1
わ 町					
港 南					
創 和					
翼 会					
厚 愛					
計	13	13	8	13	47